

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
当日が休日
の翌日

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県自動車事故損害賠償審査会規則の一部を改正する規則
- ◇ 告 示 字の区域の新設等
- 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
- 国民健康保険法によるその他の都道府県の療養取扱機関となる旨の申出の受理
- 土地改良法による換地処分
- 土地収用法による事業の認定
- 土地区画整理法による換地処分

規 則

鳥取県自動車事故損害賠償審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年十二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第七十九号

鳥取県自動車事故損害賠償審査会規則の一部を改正する規則

鳥取県自動車事故損害賠償審査会規則（昭和四十三年二月鳥取県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「四人」を「六人」に改め、同条第三項中「広報文書課長」の下に「人事課長、職員厚生課長」を加える。

第六条を次のように改める。

（審査会に付議すべき事項）

第六条 主務課長は、審査会に付議すべき事項があるときは、議案及び参考書類各十二部を職員厚生課長を経て会長に提出するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第千二百二十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、北条町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律

第百九十五号) 第八十九条の第二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による県営土地改良事業に係る北条砂丘地区第二の二工区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和四十九年十二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する字の名称

同上の区域(昭和四十七年七月三日現在の地番による。)

大字下神字庚申松一〇四九の一六八から一〇四九の一七二までの一部、一〇四九の一七七から一〇四九の一八五までの一部、一〇四九の一八七の一部、一〇四九の一八八から一〇四九の一八八まで、一〇四九の一八九の一部、一〇四九の二〇〇、一〇四九の二〇一、一〇四九の二〇三から一〇四九の二〇六まで、一〇四九の二〇七の一部、一〇四九の二〇八から一〇四九の二一〇まで、一〇四九の二一一、一〇四九の二一二の一部、一〇四九の二九七の一部、一〇四九の三〇一から一〇四九の三〇五まで、一〇四九の三〇六から一〇四九の三一一までの一部、一〇四九の三二二から一〇四九の三二九まで、一〇四九の三三〇から一〇四九の三三七までの一部、一〇四九の三三八から一〇四九の三四五まで、一〇四九の三五二の五七から一〇四九の三六〇までの一部、一〇四九の三六二の一部、一〇四九の三六三の一部、一〇四九の三七三の一部、一〇四九の三七七の一部、一〇四九の三八八から一〇四九の三九二まで、一〇四九の三九三の一部、一〇四九の三九四から一〇四九の四四三まで、一〇四九の四四四から一〇四九の

大字下神字東庚申松

四四九までの一部、一〇四九の四五〇から一〇四九の四五六まで、一〇四九の四五九の一部、一〇四九の四六〇、一〇四九の四六一、一〇四九の四六二の一部、一〇四九の四六三、一〇四九の四六四の一部、一〇四九の四六五から一〇四九の四六七まで、一〇四九の五二七から一〇四九の五三二まで、一〇四九の五三三の一部、一〇四九の五三五から一〇四九の五三七まで、一〇四九の五九七、一〇四九の六〇三、一〇四九の六〇四の一部、一〇四九の六〇五、一〇四九の六〇六の一部、一〇四九の六〇八、一〇四九の六〇九、一〇四九の六一〇の一部、一〇四九の六一一、一〇四九の六一二、一〇四九の六一三の一部、一〇四九の六一四から一〇四九の六一九まで、一〇四九の六二〇の一部、一〇四九の六二一の一部、一〇四九の六四四の一部、一〇四九の六四九の一部、一〇四九の六五二から一〇四九の六五九まで、一〇四九の六六一、一〇四九の六七二、一〇四九の六七三、一〇四九の六七五、一〇四九の六七六の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字下神字東灘山一〇八一の一部、大字弓原字西濱七九九の二四から七九九の三七までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字弓原字西新田八〇六の一四から八〇六の二二までの一部及びこれらと一体をなす国有地

大字下神字庚申松一〇四九の一六から一〇四九の一八までの一部、一〇四九の三二の一部、一〇四九の三三の一部、一〇四九の三四から一〇四九の四一まで、一〇四九の四二の一部、一〇四九の四三の一部、一〇四九の四七の一部、一〇四

大字下福
字中庚申松

九の四八から一〇四九の五一まで、一〇四九の五二の一部、
 一〇四九の五五の一部、一〇四九の五六の一部、一〇四九の
 五九の一部、一〇四九の六〇から一〇四九の六二まで、一〇
 四九の六三の一部、一〇四九の六六の一部、一〇四九の六七
 の一部、一〇四九の六八から一〇四九の七九まで、一〇四九
 の八〇から一〇四九の八三までの一部、一〇四九の一二六、
 一〇四九の一二七から一〇四九の一三〇までの一部、一〇四
 九の一三一から一〇四九の一六七まで、一〇四九の一七八か
 ら一〇四九の一七二までの一部、一〇四九の一七三から一〇
 四九の一七六まで、一〇四九の一七七の一部、一〇四九の一
 九九の一部、一〇四九の二〇二、一〇四九の二〇七の一部、
 一〇四九の二一一、一〇四九の二二三の一部、一〇四九の二
 一四から一〇四九の二二四まで、一〇四九の二六〇から一〇
 四九の二六二まで、一〇四九の二六四から一〇四九の二九六
 まで、一〇四九の二九七の一部、一〇四九の二九八から一〇
 四九の三〇〇まで、一〇四九の三〇六から一〇四九の三一
 までの一部、一〇四九の三二〇から一〇四九の三二九まで、
 一〇四九の三三〇から一〇四九の三三七までの一部、一〇四
 九の三四六から一〇四九の三五六まで、一〇四九の三五七か
 ら一〇四九の三六〇までの一部、一〇四九の三六一、一〇四
 九の三六二の一部、一〇四九の三六三の一部、一〇四九の三
 六四から一〇四九の三七二まで、一〇四九の三七三の一部、
 一〇四九の三七四から一〇四九の三七六まで、一〇四九の三
 七七の一部、一〇四九の三七八から一〇四九の三八七まで、
 一〇四九の三九三の一部、一〇四九の五〇一から一〇四九の

五二六まで、一〇四九の五三三の一部、一〇四九の五三四、
 一〇四九の五三八から一〇四九の五八〇まで、一〇四九の五
 九八から一〇四九の六〇二まで、一〇四九の六〇七、一〇四
 九の六一三の一部、一〇四九の六二〇の一部、一〇四九の六
 二二の一部、一〇四九の六二二から一〇四九の六三一まで、
 一〇四九の六三五から一〇四九の六四三まで、一〇四九の六
 四四の一部、一〇四九の六四六、一〇四九の六四八、一〇四
 九の六六二から一〇四九の六七〇まで、一〇四九の六七四、
 一〇四九の六七六の一部、一〇四九の六七九、一〇五〇から
 一〇五二までの一部、一〇五三から一〇五七まで及びこれら
 と一体をなす国有地、大字下神字東灘山一〇八一の一部、一
 〇八三の一部及び一〇八四の一部並びに大字下神字西灘山一
 一七〇の一部及びこれと一体をなす国有地

大字下神字貳本松一〇一五から一〇二四まで及びこれらと
 一体をなす国有地、大字下神字土ウダのうち一〇二五から一
 〇二九まで及び一〇三〇の一部以外の区域、大字下神字庚申
 松一〇四九の一から一〇四九の五まで、一〇四九の六から一
 〇四九の一四までの一部、一〇四九の一五、一〇四九の一六
 から一〇四九の一八までの一部、一〇四九の一九から一〇四
 九の三一まで、一〇四九の三二の一部、一〇四九の三三の一
 部、一〇四九の四二の一部、一〇四九の四三の一部、一〇四
 九の四四から一〇四九の四六まで、一〇四九の四七の一部、
 一〇四九の五二の一部、一〇四九の五三、一〇四九の五四、
 一〇四九の五五の一部、一〇四九の五六の一部、一〇四九の

<p>大字下神 字浜屋敷</p>	<p>大字下神字濱屋敷のうち六六六の一部以外の区域、大字下神字三輪山八六二から八六九まで、八七〇の一部、八七五の一部、九〇一の一部、九〇三の一部、九〇四の一部、九〇六から九〇九まで、九一〇の一部、九一二の一部、九一三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字下神字中濱九二九の一部、九三〇の一部、九三一から九四一まで、九四二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>区域を変更する字の名称</p>	<p>同上の区域（昭和四十七年七月三日現在の地番による。）</p>	<p>大字下神 字西庚申松</p>	<p>五七、一〇四九の五八、一〇四九の五九の一部、一〇四九の六三の一部、一〇四九の六四、一〇四九の六五、一〇四九の六六の一部、一〇四九の六七の一部、一〇四九の八〇から一〇四九の八三までの一部、一〇四九の八四から一〇四九の一二五まで、一〇四九の一二七から一〇四九の一二三〇までの一部、一〇四九の二二五から一〇四九の二三五まで、一〇四九の二三七、一〇四九の二三九から一〇四九の二五一まで、一〇四九の二五三から一〇四九の二五九まで、一〇四九の二六三、一〇四九の四六八から一〇四九の五〇〇まで、一〇四九の五八一から一〇四九の五九六まで、一〇四九の六三二から一〇四九の六三四まで、一〇四九の六四五、一〇四九の六四七、一〇四九の六五〇の一部、一〇四九の六五一、一〇四九の六六〇、一〇四九の六七三、一〇四九の六七八、一〇五〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字下神字中灘山一一六七の一部</p>
----------------------	--	--------------------	-----------------------------------	-----------------------	--

<p>大字下神字旗合</p>	<p>大字下神字三輪山八七〇の一部、八七一から八七四まで、八七五の一部、八七六から八八九まで、八九〇の一部、八九一の一部、八九二の二の一部、八九二の三の一部、八九二の四の一部、八九二の五、八九二の八の一部、八九三の一部、八九四から九〇〇まで、九〇一の一部、九〇二、九〇三の一部、九〇四の一部、九〇五、九一三の一部、九一四、九一五、九一七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字下神字旗合</p>	<p>大字下神字濱屋敷六六六の一部、大字下神字三輪山八九〇の一部、八九一の一部、八九一の二、八九二の二の一部、八九二の三、八九二の四の一部、八九二の七、八九二の八の一部、八九三の一部、九一〇の一部、九一一、九一二の一部、九一三の一部、九一六、九一七の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字下神字中濱のうち九二九の一部、九三〇の一部、九三一から九四一まで、九四二の一部、九四四の一部、九四七の一部、九四八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字下神字旗合のうち九六五の一部、九六六の二の一部、九六六の二の一部、九七〇の二の一部、九七一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字下神字三本松九七九の二の一部及び九八五の二の一部、大字下神字庚申松一〇四九の六から一〇四九の四まで、一〇四九の二二七の一部、一〇五一の一部、一〇五二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字下神字貳本松一〇一四及び一〇一五と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字下神 字三輪山</p>	<p>大字下神字三輪山八七〇の一部、八七一から八七四まで、八七五の一部、八七六から八八九まで、八九〇の一部、八九一の一部、八九二の二の一部、八九二の三の一部、八九二の四の一部、八九二の五、八九二の八の一部、八九三の一部、八九四から九〇〇まで、九〇一の一部、九〇二、九〇三の一部、九〇四の一部、九〇五、九一三の一部、九一四、九一五、九一七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
----------------	---	----------------	--	----------------------	---

<p>大字下神 字三本松</p>	<p>大字下神字中濱九四四の一部、九四七の一部、九四八の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字下神字旗合九六五の一部、九六六の一部、九六六の二の一部、九七〇の二の一部、九七一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字下神字三本松のうち九七九の二の一部及び九八五の二の一部以外の区域、大字下神字三本松のうち一〇一五から一〇二四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字下神字土ウダ一〇二五から一〇二九まで及び一〇三〇の一部</p>
<p>大字下神 字東灘山</p>	<p>大字下神字庚申松一〇四九の二七八から一〇四九の一八五までの一部及び一〇四九の二五八から一〇四九の一六三までと一体をなす国有地の一部、大字下神字東灘山のうち一〇五八の一部、一〇六〇の二の一部、一〇六〇の五の一部、一〇六一の一部、一〇六五の二の一部、一〇六五の三の一部、一〇六六の二から一〇六六の四までの一部、一〇八一の一部、一〇八三の一部及び一〇八四の一部以外の区域、大字下神字東貝ガラ濱の全域、大字下神字貝ガラ濱の全域、大字下神字中目ガラ濱のうち一一二五から一一二七までの一部、一一二九の一部、一一三〇から一一三三まで、一一三四の一部、一一三五、一一四〇の一部、一一四二、一一四三、一一四三の一部、一一四四の一部、一一四七の一部、一一四八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字下神字中灘山のうち一一六六、一一六七、一一六八から一一七〇までの一部、一一九九から一二〇二の二八まで、一二〇四の二の一部、一二〇四の三の一部、一二〇四の四の一部、一二〇五の一部、一二〇七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の</p>

<p>大字下神 字中灘山</p>	<p>区域 大字下神字中灘山一一九九から一二〇二の二八まで及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字下神 字西灘山</p>	<p>大字下神字庚申松一〇四九の二二六、一〇四九の二三八、一〇四九の六五〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字下神字中貝ガラ濱一一二五から一一二七までの一部、一一二九の一部、一一三〇から一一三三まで、一一三四の一部、一一三五、一一四〇の一部、一一四二、一一四三、一一四三の一部、一一四四の一部、一一四七の一部、一一四八の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字下神字西貝ガラ濱の全域、大字下神字中灘山一一六六、一一六七から一一六九までの一部、一二〇四の二の一部、一二〇四の三の一部、一二〇四の四の一部、一二〇五の一部、一二〇七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字下神字西灘山の全域</p>
<p>大字弓原 字西浜</p>	<p>大字弓原字西外濱の全域、大字弓原字西濱のうち七九九の二四から七九九の三七までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字弓原字西新田のうち八〇六の一四から八〇六の二一までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字弓原字西外濱の全域並びに大字下神字庚申松一〇四九の四四四から一〇四九の四四九までの一部、一〇四九の四五九の一部、一〇四九の六〇六の一部、一〇四九の六四九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

大字弓原
字西高浜

大字弓原字西高浜の全域並びに大字下神字庚申松一〇四九の一八五の一部、一〇四九の一八六、一〇四九の一八七の一部、一〇四九の四五九の一部、一〇四九の四六二の一部、一〇四九の四六四の一部、一〇四九の六〇四の一部及びこれらと一体をなす国所有地

大字弓原
字西灘山

大字弓原字西灘山の全域、大字弓原字西新林の全域並びに大字下神字東灘山一〇五八の一部、一〇六〇の二の一部、一〇六〇の五の一部、一〇六一の一部、一〇六五の二の一部、一〇六五の二の一部及び一〇六六の二から一〇六六の四までの一部

廃止する

字の名称

大字下神字中濱、大字下神字貳本松、大字下神字土ウダ、大字下神字庚申松、大字下神字東貝ガラ濱、大字下神字貝ガラ濱、大字下神字中貝ガラ濱、大字下神字西貝ガラ濱、大字弓原字西外濱、大字弓原字西外濱沖、大字弓原字西新田及び大字弓原字西新林

鳥取県告示第千二百二十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所在地	申出の受理の年月日
大嶋歯科医院	八頭郡船岡町船岡 一九七の一九	昭和四十九年十一月四日
大山町国民健康保険 大山寺診療所	西伯郡大山町大山 字上野原一四五の三	十二月二日
坂口歯科医院	鳥取市元魚町 二丁目一九	八月一日

鳥取県告示第千三百三十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所在地	申出の受理の年月日
坂口歯科医院	鳥取市元魚町 二丁目一九	昭和四十九年 八月一日
大嶋歯科医院	八頭郡船岡町船岡 一九七の一九	十一月四日
大山町国民健康保険 大山寺診療所	西伯郡大山町大山 字上野原一四五の三	十二月二日

鳥取県告示第千三百三十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る北条砂丘地区第二の二工区の換地処分を行ったので、同法同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和四十九年十二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千三百三十二号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

河原町

二 事業の種類

河原町立隣保館建設工事

三 起業地

1 収用の部分

八頭郡河原町大字曳田字地蔵畑地内

2 使用の部分

なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

河原町役場

鳥取県告示第千三百三十三号

桜谷土地区画整理事業(第二工区)施行地区の宅地について、昭和四十九年十二月十日換地処分を行った旨の届出があつたので、土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第一百三十三条第四項後段の規定により告示する。

昭和四十九年十二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三